
平成27年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成27年12月17日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成27年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 平成27年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第71号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第72号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第73号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第74号 築上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 築上町農業委員会委員の定数条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 築上町農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第80号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 陳情第1号 2016年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第71号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第72号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第73号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第74号 築上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 築上町農業委員会委員の定数条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 築上町農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第80号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 陳情第1号 2016年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（14名）

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君

13番 武道 修司君

14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

副町長	……………	八野 紘海君	教育長	……………	亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長	……………				神崎 博子君
総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	江本 俊一君	人権課長	……………	柿本直保美君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	吉留梯一郎君
総合管理課長	……………	塩田 健治君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	吉元 保美君
監査事務局長	……………	永野 賀子君			

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

八野副町長から、10日の一般質問に対する謝罪の申し出がありましたので、これを許します。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 12月10日一般質問のときに、不適切な発言をいたしましたことについて、心よりお詫び申し上げたいと思います。まだまだ未熟な私でございますけれども、精力し、悔い改めて執行等についてとりおこないたいと思いますので、御理解、御了承のほどよろしくお願い申し上げまして、終わりといたします。

○議長（田村 兼光君） それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第70号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第70号平成27年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第70号平成27年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、保育園運営事業、学校施設環境改善事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第70号所管分について、審査の結果を報告いたします。所管の項目について慎重に審査した結果、防犯対策事業、農地集積・集約化対策事業、道路維持補修事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この補正予算の中に、マイナンバー制度導入に伴う予算を含んでいますので反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見の方。おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第71号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第71号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事

業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第71号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第72号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第72号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重・審査の結果、椎田公共下水道事業生活区域の拡大に伴う設計管理委託料の追加が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第72号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第73号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第73号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第73号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に必要な事項を定める条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） このマイナンバー制度は、9月議会でも国が国民の個人情報を機能的に管理、活用するものであり、最大の狙いは国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税保険料の徴収強化と、社会保障の給付削減を押しつけるものであると反対いたしました。番号を通知するカードの郵送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、多くの問題が発生し、住民に不安を与えています。特に、視覚障害者の方々や高齢の方々などからは、通知カードや個人番号カードの所持や持ち歩きにすごい不安の声が上がっています。住民全員への番号通知が終わるめどもないのに1月から個人カードを交付する計画です。住民への配慮に欠けた見切り発車は、開始の前提が大きく揺らいでいます。1月実施を延期して制度の危険性を検証、再点検し、廃止へ向け見直すことを主張し、反対の討論といたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見の方。いないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第74号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第74号築上町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第74号築上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町下水道事業について地方公営企業法の適用を受けるため、公営企業の設置及び経営に関する事項を備える条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 特別会計を廃止し、地方公営企業法の適用を受けることは地方公営企業は独立採算が原則であり、特別会計と比べて住民負担がふえる可能性があることから反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。おられませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第75号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第75号築上町農業委員会委員の定数条例の制定について

てを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第75号築上町農業委員会委員の定数条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農業委員の選任応募等について十分な説明がなされていないなどの理由から継続審査とすべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 提案理由にあります「農業委員の選出方法が選挙制度から選任制度に変更されることに伴い」は、農協改革法である法律第63号農業協同組合法の制定に伴うものであり、この法律は、農業を企業のもうけの場に開放するため、邪魔になる農協や農業委員会を解体するものです。

本当に農業の再生を願うなら、再生産可能な価格保証を実現し、歯どめなき農産物の輸入拡大路線をこそ見直すべきです。

この法律は、これまで家族農業と地域社会を支えてきた農協の役割を否定するものであり、農業委員会の公選制を廃止し、農地の番人としての農業委員会制度を骨抜きにし、農地への企業参入を促進するものです。

農地は単なる土地ではありません。先祖代々、その土地を耕し、土をつくり、引き継いできたものだからこそ、農民の農地に対する思いは特別なものがあります。

農地の権利の移動や転用にかかわる農業委員会は、農業、農村の全般的な問題について考え、農業者がみずから代表者を選ぶことで、農家から信頼され、農地の守り手として役割を発揮することができたのです。

私はこの法律は農業委員会の制度を形骸化するものであり、条例の制定に反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。

○議会運営委員長（吉元 成一君） いや、そうやないんです。今の発言について、いいですか。

議会運営委員長としての発言です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 今、池亀議員から議案に対する反対の討論だったと思います。

今、この場合は委員会に対する委員長報告に対する質疑討論の場であり、議長は執行部が出した議案についての反対討論、今の時点から反対討論はできない状態です。今の時点では委員長報告に

対する反対討論だったらよろしいんですけども、今は本案に対する反対討論ですので、今後発言するときは気をつけていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（発言する者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 本案に対する継続に賛成の方は立つんやろ。（発言する者あり）議案第75号は委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。（発言する者あり）

日程第7. 議案第76号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第76号築上町農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第76号築上町農地利用最適化推進委員の定数の条例の制定についてであります。本案につきましても、75号と同じような形の結論が委員会では出されました。というのは、この委員については農業委員会の新しい委員が決まってから成立するというようになっておりますので、当然継続審査だというふうに思いますので、継続ということで報告します。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

日程第8. 議案第77号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第77号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第77号築上町税条例等の一部を改正する条例について、本案について慎重に審査した結果、地方税法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、徴収猶予等の手続、軽自動車税の減免申請の期限延長と条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この条例は、マイナンバー法に関連する条例を含む条例の一部改正であり、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第78号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第78号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第78号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、定住促進及び子育て支援世帯の充実を図ることを目的とし、就学前児童に対する医療費助成を拡充するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第78号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第79号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第79号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第79号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、定住促進及び子育て支援施策の充実を図ることを目的として、中学生未満の子供に対する医療費助成を拡充するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第80号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第80号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、築上町消防団の組織強化を図り、火災等の災害時にいち早く対応することとともに、防火思想等の啓発を行い、安心したまちづくりに寄与するものを目的とし、役場消防団及び女性消防団の結成をするため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第81号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第81号築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第81号築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、平成28年4月1日をもって簡易水道事業及び町営共同井戸を廃止し、水道事業に統合するため、関係条例の廃止及び改正をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 1 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 1 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 8 2 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 1 3、議案第 8 2 号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、今後予想される消費税率の引き上げに備えて消費税率に乗じて算出していたものを消費税相当額を加算して算出するよう改めるため、条例の一部を改正するものであります。原案のとおり可決すべきものであると決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7 番 池亀 豊君） 消費税率としていたものを消費税率改正に備えて消費税相当額と改めることは（ ）条例であり、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 2 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 2 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第 8 2 号は委員長

報告のとおり可決されました。

日程第14. 陳情第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、陳情第1号2016年度教育条件整備陳情書についてを議題とします。

本陳情について、委員長の報告を求めます。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 陳情第1号2016年度教育条件整備陳情書について、本陳情について慎重に審査した結果、専門医による健康診断の実施、教職員、講師等の継続並びに増員新規配置、冷暖房設備の完備等教育条件の整備を求めるものであり、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第15、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査については委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

日程第15、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。
これで平成27年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員